

## 調査計画

### 1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

体力・運動能力調査（新体力テスト（6歳～11歳））

### 2 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

公立小学校各学年（6歳～11歳）の男女児童

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約14,000人（母集団の大きさ 約620万人）

(2) 報告者の選定方法（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

① 都道府県教育委員会は、調査実施時期に利用可能な最新の「学校基本調査」により得られた情報

から、本調査の対象となる学校を抽出する。

② 各学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全児童が新体力テスト（以下「テスト」という。）の対象者となるよう配慮する。

③ テスト実施後、児童名簿より男女それぞれ1番から順に報告者数に見合う数だけ抽出する。

詳細は、別添「報告者の選定方法について」のとおり。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

氏名、居住する都道府県、年齢、性別、都市階級区分、運動部等への所属状況、運動の実施状況、一日の運動・スポーツ時間、就学前の外あそびの実施状況、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、睡眠の状況、1日のテレビ等の視聴時間、身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

- ・ 氏名は、集計上の誤入力（重複入力等）を防止するための識別事項として用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年5月～7月

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

スポーツ庁—都道府県教育委員会—市区町村教育委員会—小学校—報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他（学校）

〔調査方法の概要〕

- ・ スポーツ庁から都道府県教育委員会、市区町村教育委員会を通じて各学校に調査票を郵送する。
- ・ 測定者（学校教員）が測定等を行い、調査票に記入し、各学校は市区町村教育委員会を通じて都道府県教育委員会に回答を郵送する。
- ・ 都道府県教育委員会は、毎年8月31日までにスポーツ庁に回答を郵送する。  
なお、回収後の集計については、民間事業者に委託して実施する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（　　）  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月上旬～8月末

8 集計事項

- ①年齢別テストの結果
- ②年齢別体格測定の結果
- ③学校段階別テストの結果
- ④学校段階別体格測定の結果
- ⑤都市階級区分別体格測定・テストの結果

- ⑥運動部・スポーツクラブ所属の有無と体格測定・テストの結果
- ⑦運動・スポーツの実施状況別体格測定・テストの結果
- ⑧1日の運動・スポーツ実施時間別体格測定・テストの結果
- ⑨朝食の摂取状況別体格測定・テストの結果
- ⑩1日の睡眠時間別体格測定・テストの結果
- ⑪1日のテレビ等の視聴状況別体格測定・テストの結果
- ⑫就学前の外遊びの実施状況別体格測定・テストの結果
- ⑬睡眠の状況別体格測定・テストの結果

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)
- (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)
- (3) 公表の期日
  - 調査実施年の翌年3月 (速報 (前記8の①))
  - 調査実施年の翌年10月 (確報)

## 10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )
- 使用しない

本調査は、産業別又は職業別の体力・運動能力に関する集計を予定しておらず、産業別又は職業別に着目した報告者の選定も行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 保存期間
  - ・ 記入済み調査票：1年
  - ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
- (2) 保存責任者
  - スポーツ庁健康スポーツ課長

## 調査計画

### 1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

体力・運動能力調査（新体力テスト（12歳～19歳））

### 2 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲（■全国 □その他）

#### （2）属性的範囲（■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

公立中学校各学年（12歳～14歳）の男女生徒

公立高等学校全日制課程（15歳～17歳）の男女生徒

公立高等学校定時制課程（15歳～18歳）の男女生徒

国立高等専門学校（18歳、19歳）の男子生徒

公（私）立短期大学（19歳、19歳）の女子学生

国立大学（18歳、19歳）の男女学生

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### （1）報告者数

約21,000人（母集団の大きさ 約530万人）

#### （2）報告者の選定方法

ア 中学生、高等学校生（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

① 都道府県教育委員会は、調査実施時期に利用可能な最新の「学校基本調査」により得られた情報から、本調査の対象となる学校を抽出する。

② 各学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒が新体力テスト（以下「テスト」という。）の対象者となるよう配慮する。

③ テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ1番から順に報告者数に見合う数だけ抽出する。

イ 高等専門学校生、短期大学生、大学生（□全数 □無作為抽出（□全数階層あり） ■有意抽出）

① スポーツ庁は、調査実施時期に利用可能な最新の「学校基本調査」により得られた情報から、

各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から、地域等に偏りの出ないよう抽出する。

② 各学校は、各学年1から順に報告者数に見合う学級または学科を抽出し、その学級または学科の全学年がテストの対象者となるよう配慮する。

③ テスト実施後、学年名簿よりそれぞれ1番から順に報告者数に見合う数だけ抽出する。

詳細は、別添「報告者の選定方法について」のとおり。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項

氏名、居住する都道府県、年齢、性別、都市階級区分、運動部等への所属状況、運動の実施状況、1日の運動・スポーツ実施時間、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、睡眠の状況、1日のテレビ等の視聴時間、身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン又は持久走、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(本調査では、意識等に関する事項（達成意欲）が含まれている。)

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

- ・ 氏名は、集計上の誤入力（重複入力等）を防止するための識別事項として用いるものであり、集計は行わない。

### (2) 基準となる期日又は期間

ア 中学生・高校生

毎年5月～7月

イ 高等専門学校、短期大学、大学生

毎年5月～10月

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

ア 中学生

スポーツ庁—都道府県教育委員会—市区町村教育委員会—中学校—報告者

イ 高校生

スポーツ庁—都道府県教育委員会—高等学校—報告者

ウ 高等専門学校、短期大学、大学生

スポーツ庁—短期大学、大学、高等専門学校—報告者

### (2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 ■その他（学校）

[調査方法の概要]

ア 中学校、高等学校

- ・ スポーツ庁から都道府県教育委員会（中学校は更に市区町村教育委員会）を通じて各学校に調査票を郵送する。
- ・ 測定者（学校教員）が測定等を行い、調査票に記入し、各学校は（中学校は市区町村教育委員会を通じて）都道府県教育委員会に回答を郵送する。
- ・ 都道府県教育委員会は、毎年8月31日までにスポーツ庁に回答を郵送する。  
なお、回収後の集計については、民間事業者に委託して実施する。

イ 高等専門学校、短期大学、大学

- ・ スポーツ庁から直接各学校へ調査票を郵送し、測定者（学校教員）が測定等を行い、調査票に記入する。
- ・ 各学校は、毎年11月30日までにスポーツ庁に回答を郵送する。  
なお、回収後の集計については、民間事業者に委託して実施する。

## 7 報告を求める期間

### （1）調査の周期

1回限り 毎月 四半期 ■1年 2年 3年 5年 不定期 その他（　　）  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年)

### （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 中学生・高校生

毎年5月上旬～8月末

イ 高等専門学校、短期大学、大学

毎年5月上旬～11月末

## 8 集計事項

- ①年齢別テストの結果
- ②年齢別体格測定の結果
- ③学校段階別テストの結果
- ④学校段階別体格測定の結果

- ⑤都市階級区分別体格測定・テストの結果
- ⑥運動部・スポーツクラブ所属の有無と体格測定・テストの結果
- ⑦運動・スポーツの実施状況別体格測定・テストの結果
- ⑧1日の運動・スポーツ実施時間別体格測定・テストの結果
- ⑨朝食の摂取状況別体格測定・テストの結果
- ⑩1日の睡眠時間別体格測定・テストの結果
- ⑪1日のテレビ等の視聴状況別体格測定・テストの結果
- ⑫睡眠の状況別体格測定・テストの結果
- ⑬達成意欲別体格測定・テストの結果

※ ⑬は、事実に関する事項と意識等に関する事項のクロス集計

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)
- (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)
- (3) 公表の期日

調査実施年の翌年3月 (速報、前記8の①)

調査実施年の翌年10月 (確報)

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

本調査は、産業別又は職業別の体力・運動能力に関する集計を予定しておらず、産業別又は職業別に着目した報告者の選定も行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 保存期間
  - ・ 記入済み調査票：1年
  - ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
- (2) 保存責任者  
スポーツ庁健康スポーツ課長

## 調査計画

### 1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

体力・運動能力調査（新体力テスト（20歳～64歳））

### 2 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

20歳～64歳の男女

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約34,000人（母集団の大きさ 約6700万人）

(2) 報告者の選定方法（□全数 □無作為抽出（□全数階層あり） ■有意抽出）

① 都道府県教育委員会は、報告者数を特定の地域及び職場に偏らないように市区町村に配分する。

② 市区町村教育委員会は、体力測定会等に報告者を集め、新体力テスト（以下「テスト」という。）の測定等を行う。配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、無作為に抽出して配分された報告者数を得る。

詳細は、別添「報告者の選定方法について」のとおり。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

氏名、居住する都道府県、年齢、性別、都市階級区分、職業、健康状態、体力について、スポーツクラブへの所属状況、運動・スポーツの実施状況、1日の運動・スポーツ実施時間、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、睡眠の状況、学生時代の運動部活動の経験、身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン又は急歩、立ち幅とび

（本調査では、意識等に関する事項（生活の充実、ストレス解消効果）が含まれている。）

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

- ・ 氏名は、集計上の誤入力（重複入力等）を防止するための識別事項として用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年5月～10月

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

スポーツ庁—都道府県教育委員会—市区町村教育委員会—報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他（職員）

〔調査方法の概要〕

- ・ スポーツ庁から都道府県教育委員会を通じて市区町村教育委員会へ調査票を郵送する。
  - ・ 市区町村教育委員会は、自らが実施する体力測定会等に報告者を集め、測定者（市区町村職員）が測定等を行い、調査票に記入し、回答を都道府県教育委員会に郵送する。
  - ・ 都道府県教育委員会は、毎年11月30日までにスポーツ庁に回答を郵送する。
- なお、回収後の集計については、民間事業者に委託して実施する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（　　）  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月上旬～11月末

8 集計事項

- ①年齢別テストの結果
- ②年齢別体格測定の結果
- ③都市階級区分別体格測定・テストの結果
- ④運動部・スポーツクラブ所属の有無と体格測定・テストの結果
- ⑤運動・スポーツの実施状況別体格測定・テストの結果
- ⑥1日の運動・スポーツ実施時間別体格測定・テストの結果

- ⑦朝食の摂取状況別体格測定・テストの結果
  - ⑧1日の睡眠時間別体格測定・テストの結果
  - ⑨職業別体格測定・テストの結果
  - ⑩健康状態に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑪体力に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑫学校時代の運動部（クラブ）活動の経験別体格測定・テストの結果
  - ⑬体力年齢と暦年齢の比較
  - ⑭生活諸条件別体力年齢と暦年齢の比較
  - ⑮睡眠の状況別体格測定・テストの結果
  - ⑯生活の充実に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑰運動・スポーツのストレス解消効果に関する意識別体格測定・テストの結果
- ※ ⑯及び⑰は、事実に関する事項と意識等に関する事項のクロス集計

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（■全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（■e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
- (3) 公表の期日
  - 調査実施年の翌年3月（速報（前記8の①））
  - 調査実施年の翌年10月（確報）

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、産業別又は職業別の体力・運動能力に関する集計を予定しておらず、産業別又は職業別に着目した報告者の選定も行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 保存期間
  - ・ 記入済み調査票：1年
  - ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
- (2) 保存責任者

スポーツ庁健康スポーツ課長

## 調査計画

### 1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

体力・運動能力調査（新体力テスト（65歳～79歳））

### 2 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

65歳～79歳の男女

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約5,600人（母集団の大きさ 約2,500万人）

(2) 報告者の選定方法（□全数 □無作為抽出（□全数階層あり） ■有意抽出）

- ① 都道府県教育委員会は、報告者数を特定の地域に偏らないように市区町村に配分する。
- ② 市区町村教育委員会は、体力測定会等に報告者を集め、新体力テスト（以下「テスト」という。）の測定等を行う。配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、無作為に抽出して配分された報告者数を得る。

詳細は、別添「報告者の選定方法について」のとおり。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

氏名、居住する都道府県、年齢、性別、都市階級区分、健康状態、体力について、スポーツクラブへの所属状況、運動・スポーツの実施状況、1日の運動・スポーツ実施時間、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、睡眠の状況、学生時代の運動部活動の経験、生活の充実、ストレス解消効果、身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、閉眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行

（本調査では、意識等に関する事項（生活の充実、ストレス解消効果）が含まれている。）

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・ 氏名は、集計上の誤入力（重複入力等）を防止するための識別事項として用いるものであり、集計は行わない。

## (2) 基準となる期日又は期間

毎年5月～10月

# 6 報告を求めるために用いる方法

## (1) 調査系統

スポーツ庁—都道府県教育委員会—市区町村教育委員会—報告者

## (2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他（職員）

〔調査方法の概要〕

- ・ スポーツ庁から都道府県教育委員会を通じて市区町村教育委員会へ調査票を郵送する。
- ・ 市区町村教育委員会は、自らが実施する体力測定会等に報告者を集め、測定者（市区町村職員）が測定等を行い、調査票に記入し、回答を都道府県教育委員会に郵送する。
- ・ 都道府県教育委員会は、毎年11月30日までにスポーツ庁に回答を郵送する。  
なお、回収後の集計については、民間事業者に委託して実施する。

# 7 報告を求める期間

## (1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（　　）  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年)

## (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月上旬～11月末

# 8 集計事項

- ①年齢別テストの結果
- ②年齢別体格測定の結果
- ③都市階級区分別体格測定・テストの結果
- ④運動部・スポーツクラブ所属の有無と体格測定・テストの結果
- ⑤運動・スポーツの実施状況別体格測定・テストの結果

- ⑥1日の運動・スポーツ実施時間別体格測定・テストの結果
  - ⑦朝食の摂取状況別体格測定・テストの結果
  - ⑧1日の睡眠時間別体格測定・テストの結果
  - ⑨職業別体格測定・テストの結果
  - ⑩健康状態に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑪体力に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑫学校時代の運動部（クラブ）活動の経験別体格測定・テストの結果
  - ⑬睡眠の状況別体格測定・テストの結果
  - ⑭生活の充実に関する意識別体格測定・テストの結果
  - ⑮運動・スポーツのストレス解消効果に関する意識別体格測定・テストの結果
- ※ ⑭及び⑮は、事実に関する事項と意識等に関する事項のクロス集計

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（■全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（■e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
- (3) 公表の期日
  - 調査実施年の翌年3月（速報（前期8の①））
  - 調査実施年の翌年10月（確報）

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、産業別又は職業別の体力・運動能力に関する集計を予定しておらず、産業別又は職業別に着目した報告者の選定も行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 保存期間
  - ・記入済み調査票：1年
  - ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
- (2) 保存責任者  
スポーツ庁健康スポーツ課長

## 別添

### 報告者の選定方法について

報告者と報告者数（すべての年齢は調査実施年度の4月1日現在のものとする。）

#### (1) 小学生

##### ① 報告者

公立小学校各学年（6歳～11歳）の男女児童。

##### ② 報告者数

小学校の1校当たりの児童数は、第1表に示すとおりである。

##### ③ 学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立小学校3校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

##### ④ 報告者の抽出法

抽出された学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全児童（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が対象となるよう配慮する。テスト実施後、児童名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

#### (2) 中学生

##### ① 報告者

公立中学校各学年（12歳～14歳）の男女生徒。

##### ② 報告者数

中学校の1校当たりの報告者生徒数は、第1表に示すとおりである。

##### ③ 学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード総数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立中学校3校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

#### ④標本抽出法

抽出された学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

### （3）高校生

#### ①報告者

公立高等学校（全日制）各学年（15歳～17歳）の男女生徒。

公立高等学校（定時制）各学年（15歳～18歳）の男女生徒。

#### ②報告者数

高等学校の1校当たりの報告者生徒数は、第1表に示すとおりである。

#### ③学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード総数を調査実施校数（全日制は3、定時制は2）で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（全日制は3校、定時制は2校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立高等学校（全日制）3校及び公立高等学校（定時制）2校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

#### ④報告者の抽出法

抽出された学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

### （4）高等専門学校学生

#### ①報告者

国立工業高等専門学校第4、5学年（18歳、19歳）の男子学生。

#### ②報告者数

報告者数は、1年齢当たり300標本、計600標本とする。学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

#### ③報告者の抽出法

選定された高等専門学校においては、各学年1番目から順に報告者数に見合う学級または学科を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

## (5) 短期大学生

### ① 報告者

公私立短期大学第1、2学年（18歳、19歳）の女子学生

### ② 報告者数

報告者数は、1年齢当たり300標本、計600標本とし、学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

### ③ 報告者の抽出法

選定された短期大学においては、各学年1番目から順に報告者数に見合う学級または学科（体育専攻学生は除く。）を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

## (6) 大学生

### ① 報告者

国立大学第1、2学年（18歳、19歳）の男女学生。

### ② 報告者数

報告者数は、男女それぞれ1年齢当たり600標本、計2,400標本とし、学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

### ③ 報告者の抽出法

選定された大学においては、各学年1番目から順に報告者数に見合う学級または学科（体育専攻学生は除く。）を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

## (7) 20歳～64歳

### ① 報告者

20歳～64歳の男女。（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）

### ② 報告者数

全国47都道府県を報告者とし、その標本の大きさは第2表に示すとおりである。

### ③ 報告者の抽出法

各都道府県教育委員会は、第2表に示された対象数を特定の地域、職場に偏らないように報告者数を配分する。

報告者の配分に当たっては、報告者が特定の性、年齢、職業などに偏らないように十分配慮する。

それぞれの地区または職場（部、課、班）においては、そこに所属する該当者全員（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるように配慮する。テスト実施後、配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、報告者数分を無作

為に抽出する。

(8) 65歳～79歳

①報告者

65歳～79歳の男女。（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）

②報告者数

全国47都道府県を報告者とし、その標本の大きさは第2表に示すとおりである。

③報告者の抽出法

各都道府県教育委員会は、第2表に示された対象数を特定の地域に偏らないように調査人員を配分する。

報告者の配分に当たっては、報告者が特定の性、年齢などに偏らないように十分配慮する。テスト実施後、配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、報告者数分を無作為に抽出する。

第1表 公立小学校、中学校、高等学校の標本の大きさ

学 校	対象の学年と 年 齢	1年齢 当たり	性別内訳		1学校当た りの標本の 大きさ	学校数	1都道府県当 たりの標本の 大きさ	
			男子	女子				
公 立 小 学 校	第1学年6歳	16	8	8	96	3	288	
	第2学年7歳	16	8	8				
	第3学年8歳	16	8	8				
	第4学年9歳	16	8	8				
	第5学年10歳	16	8	8				
	第6学年11歳	16	8	8				
公 中 学 立 校	第1学年12歳	20	10	10	60	3	180	
	第2学年13歳	20	10	10				
	第3学年14歳	20	10	10				
公 立 高 等 学 校	課全 日程制	第1学年15歳	18	9	9	54	3	162
	課定 時程制	第2学年16歳	18	9	9			
		第3学年17歳	18	9	9			
	課定 時程制	第1学年15歳	4	2	2	16	2	32
		第2学年16歳	4	2	2			
		第3学年17歳	4	2	2			
		第4学年18歳	4	2	2			

第2表 20歳～64歳・65歳～79歳の1都道府県当たりの人数

年齢区分		男性	女性	1都道府県当たりの標本の大きさ
20歳～64歳	20～24歳	40	40	720
	25～29歳	40	40	
	30～34歳	40	40	
	35～39歳	40	40	
	40～44歳	40	40	
	45～49歳	40	40	
	50～54歳	40	40	
	55～59歳	40	40	
	60～64歳	40	40	
65歳～79歳	65～69歳	20	20	120
	70～74歳	20	20	
	75～79歳	20	20	
計		420	420	840